

京都市農業委員会組織図

農 業 委 員

定数 21 名

- ・農地法、その他の法令に基づく農地等の利用関係の調整に関する事項の許可、承認等
- ・関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出

総 会

- ・活動計画等の策定
- ・農地の権利移動、農地転用の審査等
- ・租税特別措置法、生産緑地法に基づく審査

農 地 調 査 部

- ・法的決定権を有しない任意部会として農地調査部を設置。
- ・総会前に、農地の権利移動、農地転用の審査等の事前審議を行う。

- 第 1 調 査 部 会
- 第 2 調 査 部 会
- 第 3 調 査 部 会

※ 総会、農地調査部会とも必要に応じて農地利用最適化推進委員の出席を要請。

農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員

定数 29 名（区域毎に定数を定める）

担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に関する地域活動

最適化推進委員会

- ・推進委員の意見総括
- ・農地の利用状況調査（農地利用の最適化に向けた指導等を含む）
- ・農地パトロール
- ・農地の利用意向調査
- ・農地のあっせん、就農後支援 等

※必要に応じて総会に出席して意見を述べるができる。

農 地 調 査 協 力 員

定数 135 名（区域毎に定数を定める）

農業委員会の要請により次の業務を行う。

- ・農地に係る情報の収集、提供に関すること
- ・農家に係る情報の収集、提供に関すること

京 都 市 農 業 委 員 会

相互に連携を図り業務を遂行